

## (2)休暇制度

### ①有給休暇

- ・年次有給休暇……年間20日（ただし、20日を限度に当該残日数を繰り越すことができる）
- ・病気休暇 ……結核性疾患、高血圧症、動脈硬化性心臓疾患、慢性の肝臓疾患、慢性の腎臓疾患、糖尿病、悪性新生物による疾病、精神疾患、膠原病、その他の私傷病の療養に要する休暇
- ・特別休暇 ……公民権行使、官公署出頭、骨髄移植、ボランティア、結婚、生理、産前・産後、育児、配偶者出産、育児参加、子の看護、短期介護、忌引、法要祭日、夏季、住居滅失、災害事故、災害時退勤などに要する休暇

### 年次有給休暇の取得状況

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
2,878日	806.7日	75人	11日	28.0%

(調査対象者:H26年1月1日から12月31日まで全期間在職した一般職員)

### ②無給休暇

- ・介護休暇……職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母などが負傷、疾病または老齢により、日常生活を営むのに支障があるものの介護に要する休暇
- ・組合休暇……職員団体の業務または活動に従事する場合の休暇

## (3)育児休業及び部分休業の制度

- ・育児休業……3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、原則1回取得できる制度
- ・部分休業……3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、1日を通じて2時間を超えない範囲で取得できる制度
- ・育児短時間勤務……子が小学校就学の始期に達するまでの期間、職員が希望する日及び時間帯で勤務することができる制度

### 育児休業及び部分休業の取得状況

	育児休業取得対象者	育児休業取得者	部分休業取得者
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人

## 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

処分内容		処分者数	処分内容
分限 処分	免職	0人	
	降任	0人	
	休職	2人	1年1人、3ヶ月1人
	失職	0人	
懲戒 処分	免職	0人	
	停職	0人	
	減給	1人	10%・3ヶ月
	戒告	1人	